平成２１年（フ）第３１８５号
札幌市中央区南４条西10丁目1010―３　サンシャインシティ21―236号、住民票上の住所北海道紋別市本町６丁目４番７号
債務者　桃井　順子
1　決定年月日時　平成21年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３２１３号
札幌市東区北40条東９丁目１番15―101号
債務者　田口　芳則
1　決定年月日時　平成21年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３３１２号
札幌市厚別区青葉町11丁目15番22号　メイプルタウンＥ201
債務者　畠山　龍美
1　決定年月日時　平成21年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３３６６号
札幌市厚別区厚別南２丁目４番10号　スカイラーク３階305号
債務者　加藤　秀子（旧姓岡垣）
1　決定年月日時　平成21年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３４１６号
札幌市南区中ノ沢３丁目２番１―610号
債務者　石本このみ
1　決定年月日時　平成21年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３４４４号
札幌市東区北20条東19丁目２番８号　グランドールタナベ107号
債務者　揚岩　克彦
1　決定年月日時　平成21年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３４９３号
札幌市西区福井８丁目６番14号　福井マンション
債務者　小野垣秀義
1　決定年月日時　平成21年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３５１０号
札幌市手稲区星置１条４丁目３番２―305号
債務者　小竹智寿子
1　決定年月日時　平成21年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３５１４号
札幌市北区麻生町１丁目６番26号　ローヤルハイツ麻生205号
債務者　渡邊　美雪（旧姓貝澤）
1　決定年月日時　平成21年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３５２２号
札幌市手稲区西宮の沢１条４丁目５番25―405号
債務者　武田　幸治
1　決定年月日時　平成21年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３５３０号
札幌市北区新川２条６丁目１番28号　松尾ハイツ１号
債務者　増川　光代（旧姓川幡）
1　決定年月日時　平成21年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３５３５号
札幌市豊平区月寒東１条13丁目４番４―201号
債務者　齊藤　美和
1　決定年月日時　平成21年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３５４８号
札幌市清田区平岡２条２丁目２番６号　笹出コーポタウンＣ―１号
債務者　熊谷　　強
1　決定年月日時　平成21年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３５５２号
札幌市厚別区もみじ台北３丁目１番５―401号
債務者　竹村　侑晃
1　決定年月日時　平成21年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３５５５号
札幌市厚別区もみじ台東４丁目10番10号
債務者　真鍋　真人
1　決定年月日時　平成21年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３５６３号
札幌市白石区平和通７丁目北10番21号
債務者　上田　一惠
1　決定年月日時　平成21年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３５６７号
札幌市中央区南４条東２丁目７番地　サウスフォーⅠ―1103号、申立時の住所札幌市中央区南４条東２丁目７番地　サウスフォーⅠ―1102号
債務者　鳥海　好和
1　決定年月日時　平成21年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部